

②被害者の行為の介在と因果関係～最決平15.7.16【百選Ⅰ13】

1 答案に反映させたい判旨

被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為であるというほかないが、被害者は、被告人らから長時間激しくかつ執ような暴行を受け、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。そうすると、被害者が高速道路に進入して死亡したのは、被告人らの暴行に起因するものと評価することができる

2 論述例

一連の暴行行為について、傷害致死罪（205条）の成立が考えられる。

死の結果は一連の暴行行為と被害者の高速道路への侵入行為があいまって発生している。では、一連の暴行行為と死の結果との間に因果関係が認められるか。

因果関係は、当該行為が結果を引き起こしたことを理由に、より重い刑法的評価を加えることが可能なほどの関係を認め得るかという法的評価の問題である。そこで、因果関係の存否は、当該行為が内包する危険が結果として現実化したかという観点から決するものと解する。具体的には、①行為者の行為の危険性と、②介在事情の結果発生への寄与度を中心に諸事情を総合的に判断して決すべきである。

①本件暴行は、被告人4名が、他の2名と共に謀の上、被害者に対し、公園において、深夜約2時間10分にわたり、間断なく極めて激しい暴行を繰り返し、引き続き、マンション居室において、約45分間、断続的に同様の暴行を加えたというものである。このような長時間にわたって激しく、執拗に行われた複数名によるリンクとしての暴行は、被害者に恐怖感から生命を危機にさらすような逃走手段を採用させる危険があるといえる。

②たしかに、被害者が逃走しようとして高速道路に進入したことは、それ自体極めて危険な行為である。しかし、上記危険を有する暴行を受けた被害者は、被告人らに対し極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程で、とっさにそのような行動を選択したものと認められ、その行動が、被告人らの暴行から逃れる方法として、著しく不自然、不相当であったとはいえない。

したがって、本件暴行が内包する上記危険が結果として現実化したといえ、因果関係は認められる。